

静岡県告示第824号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年8月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名EMB－FUBINACA）及びその塩類	平成28年8月25日
N－（1－アミノ－1－オキソ－3－フェニルプロパン－2－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名APP－CHMINACA、PX－3）及びその塩類	平成28年8月25日
3－メトキシ－2－（メチルアミノ）－1－（4－メチルフェニル）プロパン－1－オン（通称名Mexedrone、4－MMC－OMe）及びその塩類	平成28年8月25日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。